平成２１年（フ）第４９９号
大阪府高槻市別所本町３番９号
債務者　田村久美子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７４号
大阪府東大阪市柏田本町12番14号
債務者　中野幸一こと　金　　幸一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７３号
大阪市港区波除２―４―24木内マンション301号室、住民票上の住所大阪市住吉区苅田３丁目８番23―206号
債務者　梅田工務店こと　梅田　祥及
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１３号
大阪府岸和田市南町34番13号
債務者　牧野　智治
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１４号
大阪市西淀川区姫島３丁目13番９―606号
債務者　牧野　稔子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９８号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番５―1002号
債務者　北尾こと　永井　沙織
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７２４号
大阪市北区長柄東２丁目４番１―816号
債務者　ケイ　ファクトリーこと　久保　　洋
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８１号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1459番地20
債務者　佐藤　　忠
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８２号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1459番地20
債務者　佐藤　俶子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８１２号
大阪市住吉区遠里小野２丁目13番２―303号
債務者　池田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６９５号
大阪府東大阪市横小路町４丁目２番３号グランドハイム山本405号
債務者　吉田　昌史
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６９号
函館市北美原１丁目４番７号
債務者　村上　　透
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９２号
函館市中道１丁目31番１号
債務者　松岡　法子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９４号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目４番４号　有夢Ｖ
債務者　前田　友子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
函館市美原３丁目14番３号
債務者　木村　優子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
岩手県一関市山目字三反田165番地２
債務者　小岩真由美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１０６号
岐阜県安八郡神戸町大字落合806番地
債務者　若園　順子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
群馬県沼田市下久屋町276番地１　津久井アパート８号
債務者　笹島　芳之
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係